

ロゴマーク「オール広島・骨活プロジェクト」 及びキャラクター「ほねえさん」使用要領

ロゴマーク「オール広島・骨活プロジェクト」（以下「ロゴマーク」という。）及びキャラクター「ほねえさん」（以下「キャラクター」という。）を使用する際は、使用要領（以下「本要領」という。）に従い、適切に使用するものとする。

第1 目的

広島県では、健康寿命の延伸に向け、県民が骨粗鬆症のリスクを正しく認識し、骨量の維持や検診等に関するリテラシーを高められるよう、市町、関係団体及び企業等と連携して骨粗鬆症・骨折予防である「骨活（ほねかつ）」に取り組む「オール広島・骨活プロジェクト」（以下「骨活プロジェクト」という。）を実施している。

骨活プロジェクトの一環として、骨粗鬆症・骨折予防の意識醸成に資するため作成したロゴマーク及びキャラクターの適正な活用を図ることを目的とする。

第2 権限

ロゴマーク及びキャラクターに関する一切の権限は、広島県が有する。

第3 デザイン

ロゴマーク及びキャラクターのデザインは、次の各マニュアルによるものとし、各ガイドラインを遵守しなければならない。

- （1） ロゴマーク：「骨活ロゴマークマニュアル オール広島プロジェクト Ver.」（以下「ロゴマークマニュアル」という。）
- （2） キャラクター：「骨活キャラクター「ほねえさん」デザインマニュアル」（以下「キャラクターマニュアル」という。）

第4 使用者

ロゴマーク及びキャラクターを利用できる者は、骨活プロジェクトに賛同し、骨粗鬆症・骨折予防に貢献する取組を実施する者とする。

ただし、県はロゴマーク及びキャラクター使用者の活動や商品等の品質について一切責任を負わず、また、認証するものではない。

第5 使用料

ロゴマーク及びキャラクターの使用料は、無料とする。

第6 使用の流れ

ロゴマーク又はキャラクターを使用する者は、次に従って使用するものとする。

- （1） 本要領を確認し、必要事項を記入の上、データをダウンロードする。
 - （2） ロゴマークマニュアル又はキャラクターマニュアルに従い、ロゴマーク又はキャラクターを使用したデザインを作成する。
 - （3） 作成したデザインの画像やデータを添えて、使用状況を県に報告する。
- なお、許可制ではないため、本要領に違反する場合を除いて、原則返信はしない。

- (4) 報告した内容に変更がある場合は、速やかにその内容を県に報告する。
- (5) 報告は、広島県健康福祉局医療保険課へ電子メールにて行う。

第7 使用上の遵守事項

ロゴマーク及びキャラクターを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 骨活プロジェクトの趣旨に沿った使用であること。
- (2) ロゴマークマニュアル及びキャラクターマニュアルに従い適切に使用すること。
- (3) 第三者の権利（著作権、肖像権等）を侵害しないこと。
- (4) ロゴマーク及びキャラクターを使用した物件等の安全に注意を払い、事故等が発生しないよう万全の対策に努めること。
- (5) その他、県が特に必要と認める事項を遵守すること。

第8 使用の差止め

県は、ロゴマーク又はキャラクターの使用が次のいずれかに該当すると認めた場合、使用を差し止めることができる。

- (1) 第7の遵守事項が守られていない場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する使用が認められる場合
- (3) 県のイメージ又は品位を損なうおそれがある場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) ロゴマーク又はキャラクターのみを使用して製品化し、営利目的で販売する場合
(例：シール、缶バッジ、アパレル商品、アクセサリー、Web 素材、SNS スタンプ)
- (6) その他、県が不相当と認める場合

第9 使用状況の報告

県は必要に応じて、使用者に対しロゴマーク及びキャラクターの使用状況の報告を求めることができる。

第10 損失補償等の責任

県は、ロゴマーク及びキャラクターの使用に起因する損失の補償等について、一切の責任を負わない。

第11 その他

本要領に定めのない事項については、県が別に定める。

附則

本要領は令和8年3月11日より施行する。

附則

本要領は令和8年8月3日より施行する。